

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

【人口構造】

- ・総人口は、平成7年以降、増加傾向で推移しており、令和7年2月現在で216,176人となっている。
- ・年齢3区分別人口について、年少人口（0～14歳）は、令和7年1月現在の住民基本台帳で17,668人、総人口の8.18%、対令和2年1月比4.10%減少となっている。
- ・生産年齢人口（15～64歳）は、令和7年1月現在の住民基本台帳で153,953人、総人口の71.24%となっている。
- ・老年人口（65歳以上）は、令和7年1月現在の住民基本台帳で44,463人、総人口の20.58%、対令和2年1月比3.64%減少となっている。
- ・昼夜間人口比率は、令和2年度が145.3と平成27年153.4と比べ8.1ポイントの減少となっている。

注) 昼夜間人口比率 = (昼間人口 ÷ 常住人口) × 100

【産業構造及び中小企業者の実態】

- ・事業所数で「卸売業」、「小売業」、「宿泊業・飲食サービス業」、「製造業」の順となっており、これらで全体の56.8%を占めている。なかでも「卸売業」の集積が、台東区産業の特徴である。
- ・台東区的全産業における事業所数の推移として、令和3年で22,881事業所と平成23年と比べ3.6%減となっている。産業大分類別にみると「製造業」は令和3年で2,241事業所と平成23年と比べ22.5%減となっており、同様に「卸売業」は10.3%減、「小売業」は3.9%減、「宿泊業・飲食サービス業」は12.8%減となっている。一方で、「医療・福祉」は1996年から継続的に増加しており令和3年で1,017事業所となっている。
- ・従業員数の推移は、台東区全体で令和3年234,662人と平成23年度と比べ0.5%の微増となっている。産業大分類別にみると、「卸売業」と「宿泊業、飲食サービス業」の減少数、減少率が高く「卸売業」が令和3年の50,239人に対し平成23年比7,619人減、13.2%減、「宿泊業、飲食サービス業」が令和3年の24,000人に対し平成23年比4,373人減、15.4%減となっている。一方で、「情報通信業」は平成23年の13,483人から令和3年の18,131人と4,648人の増加となっている。
- また、「医療・福祉」は事業所数増加と同様に、平成23年の9,145人から令和3年の12,600人と3,455人の増加となっている。
- ・従業者数規模別事業所比率でみると、台東区では「9人以下」の小規模事業所が

全体の77.7%を占め、都区部よりも高い水準となっている。一方、100人以上の事業所が占める割合は1.3%で、都区部の2.2%と比較すると低い割合である。

台東区の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態を踏まえ、更なる区内産業の発展を目指すため、生産性の向上が不可欠となっている。

(2) 目標

老朽化した設備の更新や情報通信技術などの生産性向上のための設備投資を加速し、台東区内産業の発展を持続させるべく、2年間で6件を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

注) 労働生産性 = (営業利益 + 人件費 + 減価償却費) ÷ 労働投入量 (労働者数又は労働者数 × 一人当たり年間就業時間)

2 先端設備等の種類

台東区の産業は、卸売業、宿泊業・飲食サービス業、小売業、製造業と多岐にわたり、これらの業種で広く生産性の向上を実現する必要がある。

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

台東区の産業は、卸売業、宿泊業・飲食サービス業、小売業、製造業と多岐にわたり、区内全域に集積している。

広く事業所の生産性向上を実現する観点から、本計画における対象区域は、区内全域とする。

(2) 対象業種・事業

台東区の産業は、卸売業、宿泊業・飲食サービス業、小売業、製造業と多岐に渡り、多様な業種が区の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、多様である。本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間(令和7年4月1日～令和9年3月31日)とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・雇用の安定を図るため、人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・申込みをする日までに納期の到来している法人税(所得税)、事業税及び住民税を滞納していないこと。
- ・台東区が先端設備等導入計画を認定した者の進捗状況について調査を実施する場合は、これに協力すること。